

# 平成17年第4回三笠市議会定例会

平成17年12月20日(第2日目)

## 議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
  - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

## 議事日程

- 日程第1 諸般報告について(一般行政報告)
- 日程第2 議案第76号、議案第77号、議案第81号から議案第83号まで、議案第85号及び議案第89号について(委報第10号)
- 日程第3 議案第78号から議案第80号まで、議案第84号、議案第86号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第95号までについて(委報第11号)
- 日程第4 議案第97号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について

## 出席議員(15名)

議長	9番	扇谷知巳氏	副議長	6番	田中茉莉子氏
	1番	晴山貞光氏		2番	斉藤勲氏
	3番	齊藤且氏		4番	佐藤孝治氏
	5番	儀惣淳一氏		7番	藤浪成憲氏
	8番	高橋守氏		10番	猿田重夫氏
	11番	谷津邦夫氏		13番	森田三男氏
	14番	熊谷進氏		15番	岩崎賢治氏
	16番	阿部進氏			

## 説明員

市長	小林和男氏	助 役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
総務課長	澤上弘一氏	財務課長	磯瀬孝氏
環境福祉部長	黒田憲治氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏

經濟建設部長	西城賢策氏	商工觀光課長	杉淵則幸氏
建設管理課長	北山一幸氏	水道課長	作佐部盛秀氏
行革推進部長	木澤榮氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
学校教育課長	中村正法氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長	深田智明氏	病院管理課長	佐藤健治氏
消防長	作佐部康則氏	監査委員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	前田貢氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。  
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。  
市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第1号、平成17年国勢調査の三笠市集計結果について御報告申し上げます。

まず、世帯数でありますけれども、世帯数は5,421世帯で、前回の平成12年と比較しますと、466世帯、7.9%の減少となっております。人口では1万1,924人で、同じく1,637人、12.1%の減少となっております。地区別、男女別につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきますが、この結果につきましては、三笠市独自で集計したものであり、後日、総務省統計局が公表する集計結果と異なる場合もあることを申し添えておきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、  
一般行政報告に対する質問に入ります。  
報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第76号、議案第77号、議案第81号から  
議案第83号まで、議案第85号及び議案第89  
号について（委報第10号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 委報第10号 議案第76号、議案第77号、議案第81号から議案第83号まで、議案第85号及び議案第89号についてを一括議題としま

す。

本件は、さきの本会議において総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

(総務常任委員会委員長猿田重夫氏 登壇)

総務常任委員会委員長(猿田重夫氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第76号、議案第77号の条例案件2件、議案第81号から議案第83号までの協議案件3件、議案第85号、議案第89号の補正予算案件2件、合計7件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、「議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定について」は、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第77号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定について」は、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第81号空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」は、条文審査を含めた主な質疑としまして、夕張市は今回、独自に教育研究所を持てないとなった。三笠市が独自に持つ意義を説明してほしいとの質疑に対し、三笠市全般の教育として、地域に根差した教育、地域の特徴ある教育ということで、地域性が非常に重視されている。特に小中一貫教育の中で、地域科を設け、三笠のことを子供たちに勉強させている。研究所では、小中一貫教育を含めた地域性に力を入れている。夕張の例では、現場の先生が仕事が多くなることから、研究所に出づらいつつ理由で廃止をした。三笠市の場合は、地域に根差した特徴のある子供たちのための教育をやっているため、その部分を中心にフル回転しており、現在5名で研究所を運営している。教育委員会として、教育指導主事を置かなければならないが、これは研究所にお願いしているということもある。この二つの理由により、教育研究所を置いているとの答弁がありました。

2、教育は一概にコスト重視とはならないが、教育研究所設置に関し、費用対効果で考えるとどうかとの質疑に対し、教育研究所設置の費用は、年間約400万円である。小中一貫教育は平成19年に本格化を目指している。そのあたりをめぐり一定の落ち着きを見た時点で見直しを考えないといけないと思っている。しかし、研究所を置かないとした場合でも、教育指導主事を置かなければならない。置き方もいろいろあって、岩見沢市では現職の校長や一般教員を採用している。この場合、市の職員として一時採用しなければな

らないので、最低でも500万円から1,000万円かかる。そのあたりで判断が必要になってくるので、先を見越した中で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、「議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」は、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第83号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議について」は、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第85号平成17年度三笠市一般会計補正予算について」は、審査の順序としまして、補正予算総括表、歳出款ごと、歳入全般、予算事項別明細書、債務負担行為、地方債、補正予算書の順に審査を行いました。

最初の補正予算総括表については質疑はなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費の主な質疑として、1、発展基金の50億円の関係について、5市1町での分配を期待していたと思うが、状況は全く変わっていないかとの質疑に対し、最初の50億円については、運用することしかできないが、残りの45億円は活用できるので、この基金の取り崩しについて、三笠市は積極的に北海道に働きかけをしているが、動きが鈍い。新産業に活用するならよいと言っているが、現実的に産業の掘り起こしは困難である。他市も取り崩しを容認する前向きな姿勢が出てきているので、来年度中にはその道が開けるのではないかと期待しているとの答弁がありました。

次に、第3款民生費の主な質疑として、1、ぬくもり除雪サービスに係る町内会への除雪機の無償提供について管理はどうなっているかとの質疑に対し、去年は2機、本町、多賀町の町内会に提供している。個人の車庫などに保管しているとの答弁がありました。2、ぬくもり除雪は市長の政策として実施しているが、当初想定していたことと、2年目の今の状況についてどんな感想を持っているかとの質疑に対し、10月に広報に掲載したが、昨年より件数が少なかったので、昨年申し込みがあった人に電話連絡などを行っている。また、先週の大雪の影響で新たに四、五件の申請があり、間口除雪は現在226件で、昨年より24件増加している。利用者からも好評で、総合的には他市にない事業を実施しているので、一定の評価はいただいていると思うとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費、第5款労働費については、特段の質疑はなく、第6款農林水産業費での主な質疑として、1、農村の地域懇談会等で、農地の荒廃が顕著になってきているので、新規就農事業に力を入れてほしいとの要請があるが、基本的にこの交付金額でよいのか。また、新規就農者に何をしてもらうべきか、一定の基準をつくって交付すべきではないかとの質疑に対し、平成11年から制度としてあるが、新規就農者に対する祝い金的な意味で10万円を交付している。指摘のとおり地域に根差した農業者になっていただくよう、生かされる交付金としていかなければならない。所管としても、再度見直しをし、協議をしながら進めていくとの答弁がありました。

2、新規就農事業は、人口対策の一つである。例えば後継者のいない農家が、年金を給

付される前に、新規就農者を受け入れて、確実に後継者をつくっていくなどの制度を構築する必要があるのではないかとこの質疑に対し、これからの一つのケースとしてはよい形だと思つるので、登録制度的なものを模索しながら、今の農業者が次の農業者にバトンタッチできるような制度を、今の制度の見直しを含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費、第10款教育費、第11款公債費、第12款職員費、歳入、債務負担行為、地方債については、特段の質疑もなく、「議案第85号平成17年度三笠市一般会計補正予算について」は、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第89号平成17年度三笠市育英特別会計補正予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上が、付託案件についての質疑、答弁の内容ですが、最後に熊谷委員から、委員長報告に対し意見が出され、その全内容として、「委員長、意見。あえて釈迦に説法なことを言わざるを得ないですけれども、委員長報告を我々が一任するのは、各議案について効率的にあるいは体系立ててといったような中身を一任しているのであって、事実関係を歪曲したり、捏造したりということまで一任しているわけではないので、もしそういうことがあるとすれば、それは委員長の自殺行為ですから、あえて老婆心ながらそれだけは言っておきますから」との意見が出されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、私の所見として、最後に、ただいま報告の中で、熊谷委員からの発言があり、あの場面で私が発言すると、委員会を混乱させてしまうと思い発言を控えたが、委員長報告は、委員会審議に基づき、事実を歪曲したり捏造をした事実は一切なく、すべて事実に基づいた委員長報告であり、また過去においても一度たりともそのような事実はないと判断している。

以上、申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） この際、暫時会議を休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時46分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第76号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第77号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第81号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第82号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第83号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第85号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第89号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、議案第76号、議案第77号、議案第81号から議案第83号まで、議案第85号及び議案第89号について質疑を終了します。これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第76号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第76号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第76号三笠市収入役事務兼掌条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

議長(扇谷知巳氏) 休憩を解き、会議を開きます。

次に、議案第77号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第77号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第77号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。  
お諮りします。

議案第 8 1 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 1 号空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 2 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。  
お諮りします。

議案第 8 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 2 号南空知ふるさと市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。  
お諮りします。

議案第 8 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 3 号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。  
お諮りします。

議案第 8 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 5 号平成 1 7 年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。



次に、議案第 89 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 89 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 89 号平成 17 年度三笠市育英特別会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 3 議案第 78 号から議案第 80 号まで、議案第 84 号、議案第 86 号から議案第 88 号まで及び議案第 90 号から議案第 95 号までについて(委報第 11 号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の 3 委報第 11 号、議案第 78 号から議案第 80 号まで、議案第 84 号、議案第 86 号から議案第 88 号まで及び議案第 90 号から議案第 95 号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

(民生経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

民生経済常任委員会委員長(藤浪成憲氏) さきの本会議で付託となりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第 78 号、議案第 79 号の条例改正 2 件、議案第 80 号の協議 1 件、議案第 84 号の指定 1 件、議案第 86 号から議案第 88 号まで、議案第 90 号及び議案第 91 号の補正予算 5 件、議案第 92 号、議案第 93 号の和解 2 件、議案第 94 号の市道廃止 1 件、議案第 95 号の市道認定 1 件、計 13 件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、「議案第 78 号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第 79 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 80 号桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変

更に関する協議について」であります。主な質疑としまして、1、副企業長を5から2に変更しているが、従前4人だったと思うが、どういう理由かという質疑に対し、現在、企業長が岩見沢市、残りの4市町村で副企業長を務めているが、専従の副企業長に係る規程が残っていたので、今回整理したとの答弁があり、特段の議論もなく、「議案第80号 桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 指定管理者の指定について」であります。主な質疑としまして、1、各地区の集会場の修繕については、公費にならないか。町内会の役員は、皆高齢化していて、例えば屋根の修理をするにしても、転落やけがの危険性がある。公費負担すべきところと、町内会で負担するところと区別する必要があるのではないかと質疑に対し、集会場の自主運営については、合併問題のときに廃止の方向で説明してきたが、地域の要望もあり、存続していくこととなった。その際、一定の補修等は町内会の意向を聞いて市が行うが、その後の維持管理や運営はすべて町内会が行うことで協議してきている。また、老朽化、災害等で使用できなくなった場合は、行政で解体するとも説明している。町内会に周知されていないとすれば、再度対応したいとの答弁がありました。

2、集会場がなくなると、町内会活動の阻害になりかねない。集会場は公的施設なので、一定の責任があると思うが、民間施設との区別をわかるように説明してほしいとの質疑に対し、自立問題で論議したときは、集会場は廃止する方向で各町内会と論議してきた。その中で、みずから費用を負担するので、自主活動上、残させてほしいと言ってきた集会場が今回の8カ所である。本郷町町内会や農業地域の集会場などは、すべて自主運営であり、公営住宅だけ行政で負担することにはならない。市民センター等を有効に活用してもらおう方向で議論し、整理されてきているので、理解していただきたいとの答弁がありました。

3、社会福祉事業団の事務局はどこにあるのか。三楽荘、ことぶき荘などの指定管理者業務の中に、施設の利用許可に関することとあるが、今後の申請業務はどうなっているかとの質疑に対し、申請については、三楽荘は今までどおり保健福祉課で、ことぶき荘については指定管理者が受け付けする。事務局は清住の事業団の中にあるとの答弁がありました。

4、「施設の利用許可に関すること」という業務の中で、介護施設の利用者以外で介護施設を利用したいという方がいる場合、例えば老人クラブがデイサービスを利用した場合などの許可についても指定管理者が決めるのかとの質疑に対し、介護施設については、要介護者のケアプランに基づいて施設が許可するので、要介護者でない方は施設の利用はできないとの答弁がありました。

5、三笠鉄道村については、みかさ遊園、桂沢山の家、スキーリフトと一緒に一括管理の方が効率的ではないかと質疑に対し、将来的に検討していかなければならない問題であるが、もっと違った形で運営できないかも含めて考えていかなければならない。ま

た、鉄道村の運営については、JR北海道の力もかりながら貴重なアドバイスなどもいただいている実態があるので、しかるべき時期に議会にもお示しし、議論していきたいとの答弁がありました。

6、指定管理者については、NPO団体の活用などもあると思うが、NPOを立ち上げるときの相談窓口はどこになるのか。また、協働のまちづくりという観点から、団体の立ち上げ、育成に積極的にかかわってほしいとの質疑に対し、市民団体の育成は、市民生活課が窓口である。NPOは今の時代にマッチングした団体と思っている。早く立ち上がるように意識しながら応援していきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第84号指定管理者の指定について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について」「議案第87号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算について」「議案第88号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について」「議案第90号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算について」「議案第91号平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号、議案第93号についてを一括議題とし、主な質疑として、1、議案第92号と議案第93号の滞納者の過去の支払い状況はどうなっているのか。また、これらに等しい滞納者はまだいるのかとの質疑に対し、議案第92号の滞納者は55カ月ある。平成17年度については、指導しおくれなく払っている。議案第93号の滞納者は41カ月ある。全体の滞納者数は282名、うち三笠市居住者が175名いる。既に自主退去している者は107名である。滞納対策として、催告、督促、家庭訪問、電話連絡、納入相談の要請、面談等によって対応している。平成17年度に入り、今回の2名を含めて60名が選定され、家庭訪問や面談等による相談を行ったところ、払う意思を見せた者が46名いた。一括入金で滞納を解消した人も1名いる。残り13名については、低家賃への移動を含めて相談したところ、みずから民間住宅へ移動した者が11名おり、残り2名が今回の対象者であるとの答弁がありました。

2、全体滞納額はどのくらいになるのか。また、連帯保証人に対しての一定の催促をしていると思うが、効果はあるかとの質疑に対し、平成16年度の繰越額で1億400万円程度ある。連帯保証人には当然連絡もしているし、請求も行っている。中には連帯保証人から指導があって納入している者もいる。また、保証人が一括して支払いをしたケースも3件あり、今後も従前どおり対応していきたいとの答弁がありました。

3、55カ月や41カ月の滞納など、民間なら考えられない。民間の借家なら3カ月も滞納すれば即強制退去である。保証人の意味をなしていないのではないのか。余り高額な滞納になると、現実的に支払えなくなる。本来はこうなる前に手を打つべきではないのかとの質疑に対し、滞納者との契約書を取り交わしており、支払う意思を示している以上、明け渡しの話をして、強制するのは難しい面がある。連帯保証人についても、請求書を送る

が、高齢者の保証人では支払い能力が追いついていかないのが現状である。保証人の支払いが無理であれば、指導してもらうなどの対応をしているとの答弁があり、特段の議論もなく、「議案第92号訴え提起前の和解について」「議案第93号訴え提起前の和解について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号、議案第95号についてを一括議題としましたが、特段の質疑、討論もなく、「議案第94号市道路線の廃止について」「議案第95号市道路線の認定について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第78号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第79号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第80号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第84号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第86号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第87号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第88号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第90号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第91号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第92号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第93号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第94号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第95号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第78号から議案第80号まで、議案第84号、議案第86号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第95号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第78号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第78号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第78号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第79号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第79号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第80号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第80号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第80号桂沢水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第84号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第84号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第84号指定管理者の指定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第86号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第86号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第86号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第87号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第87号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第87号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第88号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第88号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第90号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第90号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第91号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第91号平成17年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第92号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第92号訴え提起前の和解については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第93号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第93号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第93号訴え提起前の和解については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第94号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第94号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第94号市道路線の廃止については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第95号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第95号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第95号市道路線の認定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第4 議案第97号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(扇谷知巳氏) 日程の4 議案第97号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第97号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第97号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

市長あいさつ



議長（扇谷知巳氏） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。  
市長、登壇願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議会最終日に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

その前に、このたびの北沢紘一議員の突然の悲しいお知らせに、私をはじめ皆さん方も耳を疑っていたと思います。人生の半ばで急逝され、さぞかし無念であったことと拝察申し上げます。ここに謹んで北沢議員の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方に心からお悔やみ申し上げます。

さて、今年も余すところあと10日ほどとなりました。この1年間、議員の皆さん、そして市民の皆さん方の御支援、御協力をいただきまして、円滑な行政執行をまいりました。衷心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

一昨年は、市町村合併問題に終始し、みずからのまちはみずからがつくろうとの思いで市民の皆さんの選択と同じ自立を選択し、昨年は活力に満ちたまちづくりの実現を目指して、多くの市民や職員の声を聞きながら、また議会の意見を聞きながら、まちづくりの指針とすべく振興開発構想を策定いたしました。今年にはまちづくりの実践の年と位置づけ、北海道初の小中一貫教育の実施、空知管内最大の店舗でありますイオンセンター三笠店のオープン、民間による新しい住宅団地の開発等、新しい町の顔が少しずつあらわれてきたところであります。

また、市営住宅の建替事業は、来年は堤・若松地区を予定しており、昨年からは実施している除雪をしないで暮らせるまちづくりも、さらに市民の皆さん方に活用されるよう努めるとともに、北海道遺産に指定された三笠北海盆踊りのさらなる発展、博物館の見直し等、新しいまちづくり努めてまいりました。

また、議員の皆さん方におかれましても、それぞれこの1年間、市政発展のため、この議場や日常生活の中で御活躍されていることに対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、今年も自然から脅威を受けた1年であったと思われまます。アメリカ本土を襲った大型ハリケーン・カトリーナなど、国内外では、昨年に引き続き天変地異が起り、多くのとうとい人命が奪われ、多額の被害をもたらしました。そしてまた、最近、日本全土にわたる異常寒波や大雪など、今なお影響をしている異常気象など、一連の自然の脅威にさらされた1年間ではなかったでしょうか。

また、人災としては、振り込め詐欺の横行やアスベストの健康被害問題、マンションなどの耐震強度の偽装問題、いたいけな小学生が犠牲となった児童殺害事件など、日本人の美德、そして実直さというのは、一体どこに行ってしまったのだろうかと考えさせられる1年でもありました。遺族の方や被害を受けた方々に対し、心からお悔やみを申し上げますとともに、三笠市の今後の災害対策という面においての行政運営に対しても、貴重な警鐘を鳴らしていただいたものと深く感じているところでございます。

御承知のとおり、今、地方自治体は三位一体改革や地方交付税の削減など、非常に厳しい環境になっており、大変な時期を迎えた中での年の瀬となりましたが、ぜひとも来年は自立の施策を着実に推進し、この厳しい難局を市民の皆さん、そして議会の皆さん方ともども乗り越え、新しい展望が開けるように、そしてまた、我々国民、そしてこの三笠市におきましても、輝かしい日差しが出てまいるように、市民による市民のための市民の政治をモットーとして、だれもが住んでよかったと思えるまちづくりを目指して一生懸命行政のかじ取りとして頑張っていきたいと決意を新たにしているところでございます。

そういった意味におきましても、私の足らざる面を議員の皆さん方の御叱正と励ましによって、本年を過ごさせていただきましたことに心から厚く感謝とお礼を申し上げます、最終議会に当たり1年間の私のごあいさつにかえさせていただきます。本当ありがとうございました。（拍手）

#### 議長あいさつ

議長（扇谷知巳氏） 私からも一言ごあいさつをさせていただきます。

平成17年の最後の議会が終わるに当たり、この1年間の議会運営について、同僚議員の皆様には温かい御指導、御協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。そしてまた、行政の皆様方にも特段の御協力をいただきましたことも厚く御礼を申し上げる次第でございます。

平成15年、自立を宣言してから、間もなく3年を迎えようとしておりますが、まだ道半ばにあって、三笠市を取り巻く状況に厳しいものが数多くございますが、市民生活の幸せのために、議会としてさらなる努力が求められているのではないかと考えております。

やがて新しい年を迎えますが、苦しみの中にあっても、後生に悔いを残さないため、新しいまちづくりに向かって、ともに努力をしてまいりたいと思っております。

来る年、平成18年が、皆様や御家族にとりまして輝かしい年であることを、心から御祈念を申し上げて、一言ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

#### 閉会宣告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成17年第4回定例会を閉会をします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員